

議案第7号

大府市公契約基本条例の一部改正について

大府市公契約基本条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月24日提出

大府市長 岡村 秀人

大府市公契約基本条例の一部を改正する条例

大府市公契約基本条例（平成30年大府市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>中小受託者</u> 下請、再委託その他いかなる名称であるかを問わず、受注者その他の市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。</p> <p>(5) 受注者等 受注者及び<u>中小受託者</u>をいう。</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(適正な労働条件の確保)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>下請負者</u> 下請、再委託その他いかなる名称であるかを問わず、受注者その他の市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。</p> <p>(5) 受注者等 受注者及び<u>下請負者</u>をいう。</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(適正な労働条件の確保)</p> <p>第7条 略</p>

改正後	改正前
<p>2 受注者等は、建設業法（昭和24年法律第100号）、<u>製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律</u>（昭和31年法律第120号）その他関係法令を遵守するとともに、労務費その他の経費の内訳を明らかにした見積りを基に、<u>中小受託者</u>との対等な立場における合意に基づいた適正な契約を締結しなければならない。</p> <p>3～5 略 （市内事業者の活用）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 受注者等は、公契約に係る業務について、<u>中小受託者</u>を選定するとき、又は資材等を調達するときは、市内事業者の積極的な活用に努めるものとする。</p>	<p>2 受注者等は、建設業法（昭和24年法律第100号）、<u>下請代金支払遅延等防止法</u>（昭和31年法律第120号）その他関係法令を遵守するとともに、労務費その他の経費の内訳を明らかにした見積りを基に、<u>下請負者</u>との対等な立場における合意に基づいた適正な契約を締結しなければならない。</p> <p>3～5 略 （市内事業者の活用）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 受注者等は、公契約に係る業務について、<u>下請負者</u>を選定するとき、又は資材等を調達するときは、市内事業者の積極的な活用に努めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。